

使用料，手数料等の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
（ 1 ）施設等及び 3 市町独自の使用料については，原則として現行のとおりとし，新市において調整を図るものとする。 （ 2 ）水道料については，現行のとおりとし，合併後段階的に調整するものとする。 （ 3 ）下水道関係使用料及び保育料については，合併後 3 年を目途に統一するものとする。 （ 4 ）手数料等については，原則として合併時に統一するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

参 考 (現 況 等)

1 主な使用料

使用料の種類	笠間市	友部町	岩間町
公民館等類似施設使用料	笠間市中央公民館	友部町中央公民館	—
社会体育施設使用料	市民体育館・武道館・弓道場・プール 総合運動公園 市民球場 芝生スポーツ広場 テニスコート 多目的広場 管理棟会議室	柿橋グラウンド（夜間照明） 柿橋テニスコート（夜間照明）	海洋センタープール
農園使用料	笠間クラインガルテン （宿泊施設付市民農園）		
観光施設使用料	笠間市立城跡公園 笠間市立山ろく公園 笠間市立つつじ公園		あたご天狗の森スカイロッジ 岩間町屋外ステージ あたごフォレストハウス
保健福祉関係使用料		友部町いこいの家「はなさか」	岩間町老人福祉センター
都市公園使用料	笠間市大池公園等		
駐車場使用料	笠間市営駐車場（3箇所） （一定期間のみ） 笠間芸術の森公園駐車場	友部町町営駐車場（2箇所） （月極）	
道路占用料	笠間市道路占用料	友部町道路占用料	
法定外公共物使用料	笠間市法定外公共物使用料	友部町法定外公共物使用料	
河川占用料	笠間市準用河川使用料		

参 考 (現 況 等)

下水道関係使用料	公共下水道使用料（友部笠間広域下水道組合）	公共下水道使用料（友部笠間広域下水道組合） 農業集落排水使用料	岩間町公共下水道使用料 農業集落排水使用料
上水道関係使用料	水道使用料	水道使用料	水道使用料 工業用水道使用料
公営住宅使用料	笠間市営住宅使用料		
保育料	笠間市保育料	友部町保育料	岩間町保育料

2 主な手数料

手数料の種類		笠間市	友部町	岩間町
戸籍謄本・抄本，戸籍の記載事項証明書	1 件	4 5 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
除籍謄本・抄本，除籍の記載事項証明書	1 件	7 5 0 円	7 5 0 円	7 5 0 円
戸籍記載事項に関する証明書	1 件	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円
除籍記載事項に関する証明書	1 件	4 5 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
届出・申請の受理又は届出書その他の書類の記載事項証明書	1 件	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・又は認知の届出の受理証明書	1 件	1, 4 0 0 円	1, 4 0 0 円	1, 4 0 0 円
届出書その他の書類の閲覧	1 件	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円
埋火葬に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	
埋火葬，改葬許可証の交付	1 件			2 0 0 円
住民票の写し	1 件	5 人まで 3 0 0 円 6 人以上 6 0 0 円	4 人まで 2 0 0 円 5 人以上 4 0 0 円	5 人まで 2 0 0 円 10 人まで 3 0 0 円 11 人以上 4 0 0 円
住民基本台帳カード	1 枚	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円

参 考 (現 況 等)

住民基本台帳の閲覧	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
住民基本台帳の補助簿閲覧	1 冊	1 時間 3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	
戸籍附票の写し	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円 1 枚増毎 1 0 0 円
印鑑登録証の交付	1 件	無 料	2 0 0 円	2 0 0 円
印鑑登録証の紛失時再交付	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
印鑑登録に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
外国人登録原票記載事項証明書交付	1 枚	3 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円
土地に関する証明 3 筆までを 1 件とし、 1 筆を増すごと	1 件	3 0 0 円 5 0 円	2 0 0 円 5 0 円	2 0 0 円 5 0 円
家屋に関する証明 3 棟までを 1 件とし、 1 棟を増すごと	1 件	3 0 0 円 5 0 円	2 0 0 円 5 0 円	2 0 0 円 5 0 円
土地、建物、その他動産、不動産に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
実地調査を要するもの	1 件	5 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
資産に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
営業に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
法人に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	
財産管理人、破産管理人に関する証明	1 件		2 0 0 円	
納税代理人に関する証明	1 件		2 0 0 円	
原動機付自転車等標識の再交付	1 件		3 0 0 円	
公募、公文書、図面に関する証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
公募、公文書、図面に関する閲覧証明	1 件	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
公募、公文書、図面の謄抄本の交付 紙 1 枚を 1 件とし 1 件を増すごと	1 件	3 0 0 円 1 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円 5 0 円

参 考 (現 況 等)

納税証明書交付	1 枚	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
督促状	1 通	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
固定資産課税台帳閲覧	1 回	3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
犬の登録	1 頭	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
犬の鑑札再交付	1 件	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
狂犬病予防注射済票交付	1 頭	4 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
狂犬病予防注射済票再交付	1 頭	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
鳥獣飼養許可証交付・再交付・更新		3, 4 0 0 円	3, 4 0 0 円	3, 4 0 0 円
優良宅地造成認定申請		8 6, 0 0 0 円	8 6, 0 0 0 円	8 6, 0 0 0 円
優良住宅新築認定申請 床面積の合計 100 ㎡以下		6, 2 0 0 円	6, 2 0 0 円	6, 2 0 0 円
100 ㎡超 500 ㎡以下		8, 6 0 0 円	8, 6 0 0 円	8, 6 0 0 円
500 ㎡超 2,000 ㎡以下		1 3, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以下		3 5, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円
10,000 ㎡超		4 3, 0 0 0 円	4 3, 0 0 0 円	4 3, 0 0 0 円
土地情報管理システム 図形処理 平板図（集成図を含む）紙	1 枚	3 0 0 円	2, 0 0 0 円	
フィルム	1 枚	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	
一筆図 紙	1 枚	3 0 0 円	8 0 0 円	
フィルム	1 枚	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	
地籍測量図 紙	1 枚	5 0 0 円	2, 5 0 0 円	
フィルム	1 枚	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	
筆界点座標値一覧表	1 筆	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
地籍調査の成果に関する図面等の交付 地籍図（複図）	1 枚			2 0 0 円
筆界点番号図	1 枚			2 0 0 円
集成図	1 筆			4 0 0 円

参 考 (現 況 等)

図根点座標値一覧表			1 筆			5 0 0 円
屋外広告物許可申請	はり紙, ポスター	50 枚まで毎	1 件	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	はり札	10 枚まで毎	1 件	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
	立看板		1 枚	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	広告板	3 ㎡まで毎	1 枚	7 5 0 円	7 5 0 円	7 5 0 円
	広告塔	3 ㎡まで毎	1 基	7 5 0 円	7 5 0 円	7 5 0 円
	アーチ	3 ㎡まで毎	1 基	9 0 0 円	9 0 0 円	9 0 0 円
	電柱巻立広告		1 枚	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	電柱塗装広告		1 枚	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	電柱袖付広告		1 枚	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	広告幕		1 枚	6 5 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円
	つり下げ看板		1 枚	4 5 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
	標識広告		1 枚	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	照明広告	3 ㎡まで毎	1 基	8 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円
	電光ニュース, ビジュアルボード		1 基	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
	アドバルーン		1 個	1, 7 0 0 円	1, 7 0 0 円	1, 7 0 0 円
	近隣店舗等案内広告	2 ㎡まで毎	1 枚	8 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円
	車体利用広告	3 ㎡まで毎	1 枚	6 5 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円
	のぼり旗		1 枚	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円
	店頭装飾		1 基	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
	置広告		1 基	7 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円
	横断幕		1 枚	6 5 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円
可燃ごみ	2 0 ℓ	1 0 枚		1 2 3 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	3 0 ℓ	1 0 枚		1 5 4 円		
	4 5 ℓ	1 0 枚		1 9 7 円	2 0 0 円	2 0 0 円

参 考 (現 況 等)					
不燃ごみ	1 かご用 10 枚		525円	200円	200円
粗大ごみ	三辺の合計が3m未満		500円	500円	500円
	3m以上		1,000円	1,000円	1,000円
持込ごみ				(組合料金)	
個人	50kg以下		無料	個人	
	50kg超 10kg当たり		82円	100kg以下	無料
事業者及び許可業者	20kg超 50kgまで 10kg 当り		72円	100kg超	15円/kg
	50kg超100kgまで //		82円	資源物	無料
	100kg超5,000kgまで //		102円	事業者及び許可業者	
				可燃, 不燃, 粗大	20円/kg
				資源物	10円/kg
				有害ごみ	100円/kg
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第2項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第4項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第5項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条の2第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
浄化槽法	第35条第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
許可証の再交付			2,000円	1,000円	1,000円
用途地域証明	1 件		200円	200円	
臨時運行許可申請	1 両		750円	750円	
認可地縁団体印鑑登録に関する証明	1 件		200円	200円	
その他の証明	1 件		200円	200円	200円

参 考 (現 況 等)

農業集落排水	指定工事店登録		1 件		1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	指定工事店更新登録		1 件		1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	設備計画確認		1 件		1, 0 0 0 円	
	設備検査		1 件		1, 0 0 0 円	
	排水設備計画の確認及び完成検査		1 件			1, 0 0 0 円
下水道関係	指定工事店登録		1 件	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	指定工事店更新登録		1 件	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	指定工事店商標板交付		1 件	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	
	設備計画確認		1 件	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	
	設備検査		1 件	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	
	排水設備計画の確認及び完成検査		1 件			1, 0 0 0 円
水道関係	設計審査	20mm まで	1 件	4 0 0 円	2 0 0 円	1, 0 0 0 円
		25～50mm	1 件	6 0 0 円	2 0 0 円	1, 0 0 0 円
		75mm 以上	1 件	1, 0 0 0 円	2 0 0 円	1, 0 0 0 円
	竣工検査	20mm まで	1 件	5 0 0 円	2 0 0 円	無料
		25～50mm	1 件	1, 0 0 0 円	2 0 0 円	無料
		75mm 以上	1 件	5, 0 0 0 円	2 0 0 円	無料
	道路占用申請手数料	市町道	1 件	無料	2 0 0 円	無料
		国県道	1 件	2, 6 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
	消防演習立会手数料		1 件	4 0 0 円		
	指定給水工事申請手数料		1 件	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	材料検査手数料	(工事費の額により)			3 0 0 円～工事費 の 3 %以内	

参 考 (現 況 等)

3 関係法令（抜粋）

（１）地方自治法

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（行政財産の管理及び処分）

第 2 3 8 条の 4 1～3 省略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5～6 省略

参 考 (現 況 等)

4 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 定 内 容
平成 17 年 2 月 1 日	城里町 (23,007 人)	常北町 桂村 七会村	使用料, 手数料等については, 受益者負担の在り方や負担の公平性, 財政状況を勘案しながら, 項目別に次のとおり調整を図るものとする。 (1) 同一又は同種の使用料, 手数料等については, 原則として合併時に統一する。 (2) それぞれの町村独自の使用料, 手数料等については, 他の使用料, 手数料等との関係を考慮しながら, 適切な額とする。
平成 17 年 3 月 22 日	坂東市 (58,673 人)	岩井市 猿島町	3 市町で差異のない使用料・手数料等については, 原則現行のとおりとし, 差異のある使用料・手数料等については, 新市における住民の一体性の確保や, 負担公平の原則から, 適正な料金として調整するものとする。
	稲敷市 (51,284 人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東町	1 使用料については, 原則として現行のとおりとする。ただし, 同一または類似する施設の使用料については, 合併後, できる限り統一する方向で調整する。また, 必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 2 手数料については, 住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し, 負担公平の原則により, 合併時に統一する。
平成 17 年 3 月 28 日	筑西市 (116,120 人)	下館市 関城町 明野町 協和町	1 使用料については, 原則として現行のとおりとする。ただし, 同一又は類似する施設の使用料については, 可能な限り統一するよう努めるものとする。 また, 新市における住民の一体性の確保を図るとともに, 住民負担に配慮し, 負担公平の原則から適正な料金のあり方について, 新市において引き続き検討するものとする。 2 手数料については, これまでの料金改定の経緯や受益や負担の原則を基本に, 合併時に統一するものとする。

参 考 (現 況 等)

笠 間 市				友 部 町				岩 間 町			
1 公民館使用料 (1) 施設使用料				1 公民館使用料 (1) 施設使用料				1 公民館使用料 (1) 施設使用料 無料			
区分 時間	9 ~ 12	13 ~ 17	18 ~ 22	使用 区分	9 ~ 13	13 ~ 17	17 ~ 22				
大 ホール	13,500 円	18,000 円	18,000 円	集会室	2,060 円	2,060 円	3,090 円				
舞 台 の み	6,900 円	9,200 円	9,200 円	図書室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
第1会議室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	創作室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
第2会議室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	相談室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
第3会議室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	体育室	6,180 円	6,180 円	9,270 円				
第1和室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	大会議室	2,060 円	2,060 円	3,090 円				
第2和室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	小会議室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
料理実習室	3,000 円	4,000 円	4,000 円	討議室	2,060 円	2,060 円	3,090 円				
視 聴 覚 室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	講座研修室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
音楽室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	調理実習室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
一般展示室	2,400 円	3,200 円	3,200 円	大ホール	6,180 円	6,180 円	9,270 円				
照明操作卓	2,400 円	3,200 円	3,200 円	ミーティ ングルーム	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
センタービ ンスポット	600 円	800 円	800 円	家庭実 習室 1	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
				家庭実 習室 2	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
				視聴覚室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				

参 考 (現 況 等)											
笠 間 市				友 部 町				岩 間 町			
はね返り スピーカー	600 円	800 円	800 円		静座室	1,030 円	1,030 円	1,550 円			
ステージ スピーカー	300 円	400 円	400 円		敷地	1,030 円	1,030 円	1,550 円			
音響反射板	3,000 円	3,000 円	3,000 円								
スクリーン	1,200 円	1,200 円	1,200 円								
グランド ピアノ	3,000 円	4,000 円	4,000 円								
アップライ トピアノ	300 円	400 円	400 円								
カセット ・CD機器	1,500 円	2,000 円	2,000 円								
1 冷暖房機を使用する場合は、規定使用料 の5割増しとし、10円未満は切り捨てる。 2 市民以外の者が使用する場合は、規定使 用料の10割増しとする。											

参 考 (現 況 等)																									
笠 間 市			友 部 町	岩 間 町																					
<table><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>使用料 (1 日当)</th></tr><tr><td>映写機</td><td>1 台</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>スライド映写機</td><td>1 台</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>カセットレコーダー</td><td>1 台</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>ＯＨＰ</td><td>1 台</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>携帯用スクリーン</td><td>1 台</td><td>500 円</td></tr><tr><td>展示用パネル</td><td>1 枚</td><td>100 円</td></tr></table>			区 分	単位	使用料 (1 日当)	映写機	1 台	2,000 円	スライド映写機	1 台	2,000 円	カセットレコーダー	1 台	1,000 円	ＯＨＰ	1 台	2,000 円	携帯用スクリーン	1 台	500 円	展示用パネル	1 枚	100 円		
区 分	単位	使用料 (1 日当)																							
映写機	1 台	2,000 円																							
スライド映写機	1 台	2,000 円																							
カセットレコーダー	1 台	1,000 円																							
ＯＨＰ	1 台	2,000 円																							
携帯用スクリーン	1 台	500 円																							
展示用パネル	1 枚	100 円																							

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

2 体育施設使用料

(1) 市民体育館・武道館・弓道場・プール使用料

●市民プール	大 人	小中学生	幼 児	団 体
午前使用料	320	220	100	30 名以上 要引率者 10 円未満切捨て
午後使用料	320	220	100	
回数券	1 部 1,000 円 (1,100 円綴)			

- 市民体育館・武道館・弓道場に関しては、広域市町村圏内の方は原則的に無料。広域市町村圏外の方が使用する場合は、有料となる。
また、競技会・商行為・営利目的で使用する際は別に定めている。

(2) 総合公園使用料

A : 入場料を徴収しない場合 B : 入場料を徴収する場合 単位 : 円 】

●市民球場	6~9時	9~12時	12~15時	15~18時	1 日
A 野球場	4,200	4,200	4,200	4,200	10,500
A 放送設備	500	500	500	500	1,000
A カウント機	500	500	500	500	1,000
A スコアボード	500	500	500	500	1,000
B 全設備	—	—	—	—	52,500

●芝生広場	6~9時	9~12時	12~15時	15~18時	1 日
A 芝生広場	2,400	2,400	2,400	2,400	6,000
A 競技用具	半日 300	半日 300			500
B 芝生広場	—	—	—	—	30,000

●テニスコート	昼 間	夜 間
1 面 1 時間毎	3 0 0	8 0 0
回数券	1 部 3,200 円 (3,500 円分綴)	

●多目的広場	昼 間	夜 間
広域市町村内	無 料	1 時間 5,250
広域市町村外	1,200	上記金額の 1.5 倍

●管理棟会議室	9~12時	13~17時	18~22時	1時間増毎	1 日
会議室 A	2,100	2,800	2,800	700	9,100
会議室 B	2,100	2,800	2,800	700	9,100
会議室 A + B	4,200	5,600	5,600	1,400	18,200

上記料金表に該当しないもの

水戸広域市町村圏以外の方	5 割増
各種スポーツ団体による大会	別に定める
行商、募金その他これらに類する行為をすること	1 日 6,000
業として写真又は映画を撮影すること	1 日 6,000
興業その他これらに類する行為をすること	3.3 m 当たり 120
競技会、集会その他これらに類する催しのため公園の全体又は一部を独占して使用すること	1 日 1,200

友 部 町

2 体育施設使用料

(1) 社会体育施設使用料

施設名		料 金
柿橋グラウンド	2 時間	10,300 円
柿橋テニスコート	2 時間	2,470 円

1 照明施設使用料として徴収。

2 水戸地方広域市町村圏以外の方 5 割増

岩 間 町

2 体育施設使用料

(1) 海洋センタープール

施設	時間区分	午前9:00 ~12:00	午後1:00 ~4:30	備考
プ ー ル	料金区分			
	小中学校児童生徒	円 100	円 100	1 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
	高校・大学生一般	円 200	円 200	
	ロッカー使用料	円 100	円 100	2 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分に定められた使用料の合計額とする。
使用料は、使用許可申請書提出又は使用当日に納入するものとする。				
未就学児童は、無料とする。				

参 考 (現 況 等)											
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町									
3 市民農園施設使用料 (1) 笠間クラインガルテン 使用料 宿泊施設付き市民農園 400,000 円/年 市民農園 10,000 円/年 <table border="1"> <tr> <td>活性化施設</td><td>半日</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>2,000 円</td><td>4,000 円</td></tr> <tr> <td>調理室</td><td>3,000 円</td><td>6,000 円</td></tr> </table> 炭焼き施設 120,000 円/年 ジャム加工場 180,000 円/年	活性化施設	半日	1 日	多目的ホール	2,000 円	4,000 円	調理室	3,000 円	6,000 円		
活性化施設	半日	1 日									
多目的ホール	2,000 円	4,000 円									
調理室	3,000 円	6,000 円									

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

4 観光施設使用料

(1) 公園使用料

名 称	行為の種類	単 位	金 額
笠間市立城跡公園	売店・軽飲食店	年間㎡当たり	3 5 0 円
	その他	1 日につき	3 , 1 0 0 円
笠間市立山ろく公園	売店・軽飲食店住居	年間㎡当たり	3 0 0 円
	その他	1 日につき	3 , 1 0 0 円
笠間市立つつじ公園	売店・軽飲食店	年間㎡当たり	3 5 0 円
	その他	1 日につき	3 , 1 0 0 円

(2) 公園入園料

名 称	単 位	金 額
笠間市立つつじ公園	高校生以上の者 1 回につき	5 0 0 円
1 身体障害者及び中学生以下のものは無料とする。		
2 団体の場合の割引は、2 0 人以上とし 2 割引とする。		

岩 間 町

4 観光施設使用料

(1) あたご天狗の森スカイロッジ

区分	単位	使用料
ログハウス	1 棟 1 泊 定員 4 名	1 6 , 8 0 0 円
	1 棟 1 泊 定員 6 名	2 5 , 2 0 0 円
	1 棟 1 泊 定員 1 2 名	4 2 , 0 0 0 円
研修室	4 時間未満	1 , 5 7 5 円
	4 時間以上	3 , 1 5 0 円
バーベキューセット	1 セット	1 , 0 5 0 円

〔 燃料 〕

区分	単位	使用料
炭	着火剤持込	1 , 1 0 0 円
	着火剤付き	1 , 3 0 0 円
	ガスバーナー使用	1 , 5 0 0 円

(2) 岩間町野外ステージ

区分	使用料	備考
午前 9 時から午後 4 時まで	2 , 0 0 0 円	備品 1 式
午後 4 時から午後 9 時まで	4 , 0 0 0 円	備品 1 式

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

岩 間 町

(3) あたごフォレストハウス

区分	使用料
使用面積 30平方メートル以下	1ヶ月あたり 500円
使用面積 31平方メートル以上 50平方メートル以下	1ヶ月あたり 1,000円
使用面積 51平方メートル以上	1ヶ月あたり 1,500円

参 考 (現 況 等)										
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町								
	5 福祉施設使用料 (1) いこいの家はなさか 使用料 小学生 (未就学児は無料) 3 0 0 円 障害のある方 (手帳所持者) 3 0 0 円 大人 (中学生以上) 3 5 0 円 個室使用料 1 0 0 0 円 (予約制 , 5 名以上で 2 時間以内の利用に限る)	5 福祉施設使用料 (1) 岩間町老人福祉センター <table border="1"> <tr> <td></td><td>小中学生</td><td>大人</td></tr> <tr> <td rowspan="2">利用料</td><td>100 円</td><td>300 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">(1) 幼児の利用料は無料とする。</td></tr> </table>		小中学生	大人	利用料	100 円	300 円	(1) 幼児の利用料は無料とする。	
	小中学生	大人								
利用料	100 円	300 円								
	(1) 幼児の利用料は無料とする。									

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
6 都市公園使用料 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 1 日 6 , 0 0 0 円 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 1 日 6 , 0 0 0 円 (3) 興行その他これらに類する行為をすること。 1 日 (3.3 m²当たり) 1 2 0 円 (4) 競技会、集会その他これらに類する催しのため都市公園全部又は一部を独占して利用すること。 1 日 1 , 2 0 0 円		

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
7 駐車場料金 荒町駐車場駐車料金 (120 台収容) ・ 普通、軽自動車 普通駐車 1 時間 210 円、以下 1 時間超 100 円増、3 時間超は 520 円 特別駐車 1 回 5 0 0 円 夜間駐車 (閉門 ~ 開門) 5 2 0 円 ・ 小型バス 普通駐車 8 2 0 円、特別駐車 8 2 0 円、夜間駐車 1 0 3 0 円 ・ 大型バス 普通駐車 1 , 5 5 0 円 特別駐車 1 , 5 5 0 円 夜間駐車 1 , 7 5 0 円 鷹匠町駐車場駐車料金 (240 台収容) ・ 普通、軽自動車 普通駐車 1 回 500 円 特別駐車 1 回 500 円 ・ 小型バス 普通駐車 1 回 820 円 特別駐車 1 回 500 円 ・ 大型バス 普通駐車 1 回 1 , 550 円 特別駐車 1 , 550 円 笠間芸術の森公園駐車場 ・ 大型バス 1 回 1,000 円 ・ 小型バス 1 回 500 円 ・ 普通、軽自動車 1 回 300 円	7 駐車場料金 友部駅前駐車場 (2 1 1 台収容) 町内居住者 5 , 1 5 0 円 町外居住者 7 , 2 1 0 円 友部駅北側駐車場 A 地区 町内居住者 2 , 0 0 0 円 A 地区 町外居住者 3 , 0 0 0 円 B 地区 1 , 0 0 0 円	

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
笠間市営福原駅前駐車場及び笠間市営 稲田駅前駐車場 普通自動車・軽自動車 1 箇月 4,120 円 回数券は 210 円、11 枚綴り 2,100 円 笠間市営笠間駅北口駐車場 入場から 30 分以内は無料とする。 1 時間まで 100 円 1 時間を超え 2 時間まで 200 円 2 時間を超え 3 時間まで 300 円 3 時間を超え 4 時間まで 400 円 4 時間超 500 円 1 箇月 4,500 円 ・ 1 時間未満の駐車及びそれぞれの時間 に端数が出たときは、切り上げて算 出する。 ・ 回数券は 100 円、11 枚綴り 1,000 円 とする。		

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

8 下水道使用料

1月につき下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

(1円未満端数金額を切り捨て)

区分	基本料金	超過料金 (1 ³ mにつき)	
一般用	10 ³ mまで 1,400 円	11 ³ mを超え 20 ³ mまで	140 円
		21 ³ mを超え 30 ³ mまで	150 円
		31 ³ mを超え 100 ³ mまで	160 円
		101 ³ mを超えるもの	170 円
浴場用	10 ³ mまで 1,400 円	1 ³ mにつき	40 円

8 下水道使用料

2月につき下記により算出した合計額に

1.05を乗じて得た額とする。

(1円未満端数金額を切り捨て)

区分	基本料金 (2月につき)		超過料金	
	基本 下水量	金額	下水量	金額 (1 ³ m 当たり)
下水	20 ³ m まで	2,800 円	20 ³ mを 超える もの	150 円

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

井戸水使用の場合（２月使用）

人数	使用水量	金額 (税抜き)	消費税	金額 (税込み)
1人	14m ³	2,800円	140円	2,940円
2人	28m ³	3,920円	196円	4,116円
3人	42m ³	5,900円	295円	6,195円
4人	56m ³	8,000円	400円	8,400円

井戸水使用の場合（２月使用）

人数	使用水量	金額 (税抜き)	消費税	金額 (税込み)
1人	14m ³	2,800円	140円	2,940円
2人	28m ³	4,000円	200円	4,200円
3人	42m ³	6,100円	305円	6,405円
4人	56m ³	8,200円	410円	8,610円

* 笠間市，友部町については，友部・笠間広域下水道組合

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

9 農業集落排水使用料

1 カ月につき下記により算出した額に100分の105を乗じた額とする。ただし1円未満の金額は切り捨てるものとする。

基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)	
10 m ³ まで 1,400円	11 m ³ 以上 20 m ³ まで	140 円
	21 m ³ 以上 30 m ³ まで	150 円
	31 m ³ 以上 100 m ³ まで	160 円
	101 m ³ 以上	170 円

9 農業集落排水使用料

1 カ月につき下記により算出した額に100分の105を乗じた額とする。

	基本料	人員割額	摘要範囲
一般家庭	2,000 円	500 円	一般世帯
その他		200 円	事務所 事業所
		50 円	営業に伴う 排水設備
公共施設		10 円	公共の用に 供する施設

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

種 別	基本料金 (1ヶ月)		超過料金(㎡当)			
	水量	料金	1~20	21~ 50	51~ 100	101 以上
専 用 共 用	㎡ 10	円 2,100	円 210	円 237	円 265	円 296
私 設 消 火 栓	1 栓当 500 円		演習に使用の場合, 5 分以内 200 円, 1 分を超える毎に 50 円追加			

友 部 町

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

口 径 別 m/m	基本 料金	超過料金 (単位: 円)			
		11~ 20 ㎡	21~ 50 ㎡	51~ 100 ㎡	101 ㎡ 以上
13	1,725	173	207	230	253
20	1,955	173	207	230	253
25	2,300	173	207	230	253
30	2,933	173	207	230	253
40	3,623	173	207	230	253
50	4,888	173	207	230	253
75	7,878	173	207	230	253
100	13,743	173	207	230	253
125	19,608	173	207	230	253

岩 間 町

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

種 別	用 途	口 径	水 量 ³	基 本 料 金	従 量 料 金
専 用	一 般 用	13mm	10	1,800	1 ㎡当 たり 180
		20mm	10	1,800	
		25mm	30	5,400	
		30mm	50	9,000	
		40mm	100	18,000	
		50mm	200	36,000	
		75mm	300	54,000	
		100mm	1,000	180,000	
共 用	1 世帯につき 6 ㎡まで			1,080	

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

(2) メーター使用料 (1ヶ月につき)

口径 (mm)	料金 (円)
13	150
20	230
25	260
30	510
40	520
50	1,050
75	1,684
100	2,106

(2) メーター使用料 (1ヶ月につき)

口径 (mm)	料金 (円)
13	50
20	100
25	120
30	170
40	200
50	710
75	1,000
100	1,300
125	1,700

(2) 量水器使用料

口径	基本料金
13mm	50
20mm	100
25mm	120
30mm	200
40mm	300
50mm	750
75mm	1,500
100mm	3,000

(3) 臨時用

1 m³当 1,000 円

1 m³を超えると、1 m³当 250 円を加算

(3) 臨時用

1 m³につき 345 円

(4) 特別用

1 m²につき 173 円

墓地・各区公民館・消防詰所

参 考 (現 況 等)																					
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町																			
		②工業用水道使用料 (1) 金額 <table><tr><td rowspan="3">料金 (円／m³)</td><td>基本料金</td><td>6 3 . 9 0 円</td></tr><tr><td>特定料金</td><td>6 3 . 9 0 円</td></tr><tr><td>超過料金</td><td>1 2 7 . 8 0 円</td></tr><tr><td colspan="2">実質料金改定率 (%)</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">現行料金実施年月日</td><td>平成 6 年 7 月 1 日</td></tr><tr><td colspan="2">その他営業協力金等 (円／m³)</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">職員数 (人)</td><td>1 名</td></tr></table>	料金 (円／m³)	基本料金	6 3 . 9 0 円	特定料金	6 3 . 9 0 円	超過料金	1 2 7 . 8 0 円	実質料金改定率 (%)		—	現行料金実施年月日		平成 6 年 7 月 1 日	その他営業協力金等 (円／m³)		—	職員数 (人)		1 名
料金 (円／m³)	基本料金	6 3 . 9 0 円																			
	特定料金	6 3 . 9 0 円																			
	超過料金	1 2 7 . 8 0 円																			
実質料金改定率 (%)		—																			
現行料金実施年月日		平成 6 年 7 月 1 日																			
その他営業協力金等 (円／m³)		—																			
職員数 (人)		1 名																			

参 考 (現 況 等)

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

1 1 公営住宅使用料

住宅名	戸数	家賃 (月 額)	
		最高	最低
福原	1 0 (簡平)	9,500 円	3,600 円
寺崎	5 0	10,300 円	3,600 円
不動前	6 0	12,900 円	3,800 円
佐城	1 0	11,000 円	5,700 円
寺崎第 2	2 0	15,400 円	6,300 円
稲田第 2	1 3 (簡平)	16,900 円	7,300 円
北の入	1 2	27,700 円	8,800 円
石崎	5 4	36,600 円	15,400 円
下市毛	5 0	46,000 円	17,000 円
稲田第 2	1 2 (木造)	107,000 円	15,200 円
来栖	1 6	61,600 円	16,300 円
石井第 2	2 4	69,200 円	22,200 円
福原	1 0 (木造)	93,900 円	25,000 円

参 考 (現 況 等)

笠間市					友部町				岩間町				
1 2 保育料					1 2 保育料				1 2 保育料				
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額） （円）			各月初日の入所児童の属する 世 帯 の 階 層 区 分		徴収金基準額 （月額） （円）		各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額） （円）		
階層	定義	3 歳児 未 満	3 歳児	4 歳児 以 上	階層	定義	3 歳児 未 満	3 歳児 以 上	階層	定義	3 歳児 未 満	3 歳児	4 歳児 以 上
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	6,000	第 2	市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	第 2	市町村民税非課税世帯	5,000	4,000	4,000
	* 母子世帯等	0	0	0		* 母子世帯等	0	0		* 母子世帯等	0	0	0
第 3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500	第 3	市町村民税課税世帯	10,000	7,000	第 3	市町村民税課税世帯	11,000	8,000	8,000
	* 母子世帯等	18,500	15,500	15,500		* 母子世帯等	9,000	6,000		* 母子世帯等	10,000	7,000	7,000
第 4	64,000 円未満	30,000	27,000	27,000	第 4	64,000 円未満	19,000	16,000	第 4	64,000 円未満	20,000	17,000	17,000
第 5	64,000 円以上 160,000 円未満	44,500	34,000	28,000	第 5	64,000 円以上 160,000 円未満	33,000	25,000	第 5	64,000 円以上 160,000 円未満	40,000	26,000	23,000
第 6	160,000 円以上 408,000 円未満	61,000	34,000	28,000	第 6	160,000 円以上 408,000 円未満	45,000	27,000	第 6	160,000 円以上 408,000 円未満	52,000	26,000	23,000
第 7	408,000 円以上	79,000	34,000	28,000	第 7	408,000 円以上	54,000	30,000	第 7	408,000 円以上	52,000	26,000	23,000
* 第 4 階層以降の定義は前年の所得税の額。					* 第 4 階層以降の定義は前年の所得税の額。				* 第 4 階層以降の定義は前年の所得税の額。				